第明三治二十五種郵便物認可
△
○
○

平成２５年（フ）第１２４号
滋賀県彦根市佐和町８番７―103号、前住所滋賀県愛知郡愛荘町愛知川1396番地２　ハイツエクセルⅥ番館205号
債務者　居酒屋花道こと　増田　陽子（旧姓森田）
１　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第４３３号
兵庫県姫路市御国野町国分寺478番地
債務者　帯刀みゆき
１　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第６６号
鳥取県西伯郡南部町馬佐良426番地
債務者　吉田　鈴谷
１　決定年月日時　平成25年10月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第８２号
鳥取県境港市外江町3843番地
債務者　田中　憲人
１　決定年月日時　平成25年10月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第６４９号
広島県東広島市高屋町高屋堀2250番地58
債務者　川上　康潔
１　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７６６号
広島市南区青崎１丁目15番41号
債務者　小笠原知恵（旧姓時本）
１　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８２２号
広島県山県郡北広島町南方1448番地
債務者　中華料理来々こと　岡田　邦夫
１　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８５０号
広島市西区庚午北２丁目６番18―201号
債務者　永井　陽子
１　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８６１号
広島市中区河原町13番４―805号
債務者　下川　慶典
１　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８６６号
広島市安佐北区真亀１丁目21番８号
債務者　沼　　一郎
１　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９６号
愛媛県四国中央市金生町下分2304番地８
債務者　藤田　直美（旧姓林）
１　決定年月日時　平成25年10月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第１０７号
福岡県嘉麻市岩崎1370番地９
債務者　寺崎　久美
１　決定年月日時　平成25年10月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第１０９号
福岡県飯塚市下三緒170番地27
債務者　有門　美子
１　決定年月日時　平成25年10月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第１９５号
福岡県久留米市国分町1578番地３
債務者　田中　則行
１　決定年月日時　平成25年10月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第２４０号
宮崎市吉村町下別府乙34番地３　オリエンタルビル301号、前住所宮崎市大字芳士1077番地１　県営住宅101棟15号
債務者　岩本　翔吾
１　決定年月日時　平成25年10月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２５７号
宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋4433番地３　メロディハイツ106号室
債務者　森竹　　愛（旧姓河野）
１　決定年月日時　平成25年10月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２６３号
宮崎市神宮東３丁目２番24号　コーポまさ701号
債務者　齋藤あゆみ
１　決定年月日時　平成25年10月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２６４号
福岡市早良区原４丁目25―37、住民票上の住所宮崎県児湯郡新富町大字新田17942番地11
債務者　緒方　久子
１　決定年月日時　平成25年10月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
宮崎地方裁判所破産係